

あいち地域安全戦略 2029

(素案)

～安全で安心して暮らせる愛知を目指して～

2026 年 12 月
愛 知 県

目 次

1 戦略の基本的事項

（１）策定趣旨

（２）戦略の位置づけ

（３）戦略期間

2 本県の治安状況と課題

（１）これまでの取組と犯罪の発生状況

ア これまでの取組

イ 近年の犯罪の発生状況

（２）現状と課題

3 戦略の目指す姿と目標

（１）目指す姿

（２）目標

4 基本戦略

5 戦略の体系

6 基本戦略を推進するための重点施策と主要事業

7 展開

1 戦略の基本的事項

(1) 策定趣旨

本県では、2006年以降、7次にわたる短期・集中的な「地域安全戦略」に基づき、県民総ぐるみで犯罪のない安全なまちづくりに取り組んできました。

今般、「あいち地域安全戦略2026」（以下「戦略2026」という。）の期間が2026年度で満了することから、近年の犯罪情勢を踏まえ、実効性の高い施策を強力に実施するため、「あいち地域安全戦略2029」を策定します。

(2) 戦略の位置づけ

本戦略は、本県の総合計画である「あいちビジョン2030」（2020年11月策定）の個別計画として、ビジョンの趣旨を踏まえ、「危機に強い安全・安心な地域づくり」に向けた具体的な施策を示すものです。

また、本戦略は、愛知県安全なまちづくり推進協議会が毎年度策定する「あいち地域安全県民行動計画」の指針となるものです。

(3) 戦略期間

犯罪情勢の変化に短期・集中的に対応するため、本戦略の期間は2027年度から2029年度までの3か年とします。

2 本県の治安状況と課題

(1) これまでの取組と犯罪の発生状況

ア これまでの取組

本県における刑法犯認知件数は、1993年に戦後初めて10万件を超え、2003年には戦後最多となる約22万5千件を記録しました※1。こうした治安の悪化に対処するため、2004年4月に安全なまちづくりに関する取組の強化を目的とした「愛知県安全なまちづくり条例」を施行するとともに、同年8月に県、事業者等で構成する「愛知県安全なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設立しました。

また、2006年を「治安回復元年」と位置付け、「2005年に約20万件発生している刑法犯認知件数を2015年までに半減させる」ことを目標に掲げ、3年ごとに「地域安全戦略」を策定し、短期・集中的に実効性の高い施策を強力に実施してきました。その結果、目標に掲げた2015年には、刑法犯認知件数は約7万7千件となり、2005年と比較して6割以上減少しました。

以降も、3年ごとに戦略を策定し、県、県教育委員会及び県警察が連携しながら、安全な地域づくりに向けた支援、街頭犯罪等総合対策、検挙活動の強化など、各種の取組を実施してきました。

さらに、戦略2026の期間中には、「戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること」、「社会情勢に対応して良好な治安を確保すること」及び「犯罪被害者等※2への支援を一層充実させること」を目標に掲げ、特殊詐欺、侵入盗及び自動車盗への対策を最重点として取り組むとともに、若者世代の防犯意識・規範意識醸成や地域防犯への参画促進、再犯防止対策の一層の推進、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪やサイバー空間における犯罪への対応、犯罪被害者等に対する支援体制等の充実・強化などの取組を推進してきました。

特に、犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等への支援が途切れ

※1 全国では、2002年に戦後最多の約28万5千件を記録している。

※2 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

ることなく提供できるよう、本県が中核となり支援全体のハンドリングを行う多機関ワンストップサービス体制を2025年4月に構築するなど、大きく取組が進展しました。

一方、推進協議会においては、「地域安全戦略」に呼応する形で、県民、事業者、団体及び市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006年以降、毎年度、「あいち地域安全県民行動計画」を取りまとめ、地域が一体となり「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

【刑法犯認知件数の推移】



	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
認知件数 (件)	101,498	109,317	129,383	158,791	176,119	190,212	196,117	225,706	208,170	198,937
対前年比 (率)	0.8	7.7	18.4	22.7	10.9	8	3.1	15.1	-7.8	-4.4

ピーク

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
認知件数 (件)	157,382	143,948	144,694	145,807	128,173	118,963	104,984	96,839	85,037	76,663
対前年比 (率)	-20.9	-8.5	0.5	0.8	-12.1	-7.2	-11.8	-7.8	-12.2	-9.8

	← 緊急三か年戦略 →			← 新三か年戦略 →			← 戦略2015 →			←
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
認知件数 (件)	70,254	65,511	55,080	49,956	39,897	37,832	41,248	46,832	51,025	56,515
対前年比 (率)	-8.4	-6.8	-15.9	-9.3	-20.1	-5.2	9	13.5	9	7.6

戦略2017 → ← 戦略2020 → ← 戦略2023 → ← 戦略2026 →

イ 近年の犯罪の発生状況

刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限下にあった2021年に戦後最少となったものの、段階的に行動制限が緩和された2022年に増加に転じ、2024年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である2019年を上回りました。

特殊詐欺、侵入盗及び自動車盗については、戦略2026において重点的に対策に取り組んできました。このうち、特殊詐欺については、戦略2026の期間を通し、認知件数、被害額ともに増加しており、2025年の認知件数及び被害額は、前年に対してそれぞれ約1.3倍、約2.2倍となっています（図1、2）。

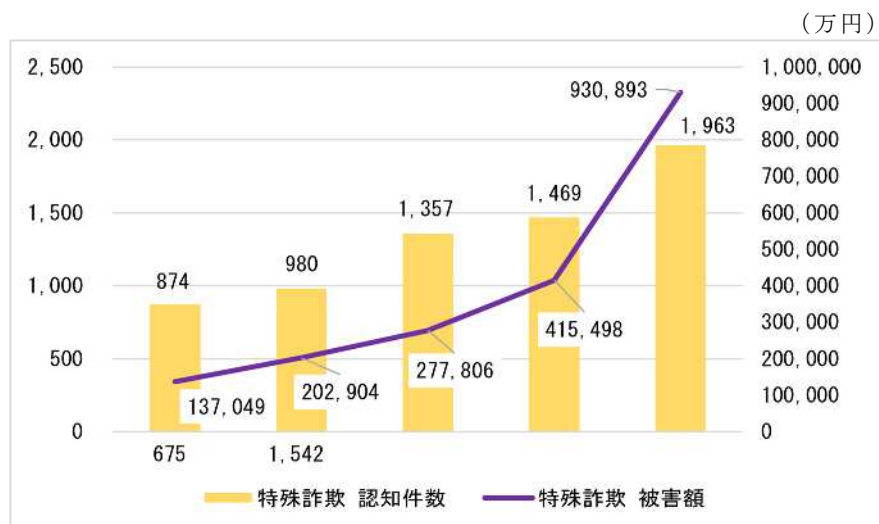


図1 特殊詐欺（SNS型詐欺※3を含まない）の認知件数及び被害額

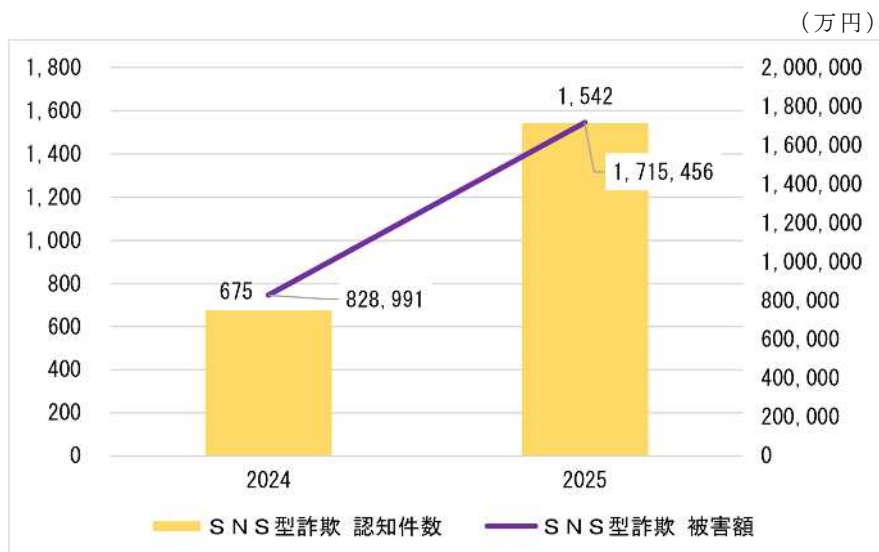


図2 SNS型詐欺の認知件数及び被害額

※3 SNS型投資・ロマンス詐欺

（2026年4月からは、特殊詐欺の中にSNS型投資・ロマンス詐欺が含まれる。）

侵入盗については、2024年に認知件数が一時的に減少したものの、増加傾向で推移しており（図3）、2022年以降は全国ワースト3位となっています。また、住宅対象侵入盗については、認知件数、被害額とも増加傾向となっています（図4）。

自動車盗については、年により認知件数の増減があるものの（図5）、2021年以降、ワースト2位となった2023年を除き全国ワースト1位となっています。

また、自転車盗や万引きの認知件数は依然として増加しており、2025年の自転車盗は13,200件、万引きは6,937件となっており、いずれも刑法犯認知件数を押し上げています（図6、7）。



図3 侵入盗の認知件数及び被害額※4



図4 住宅対象侵入盗の認知件数及び被害額※5

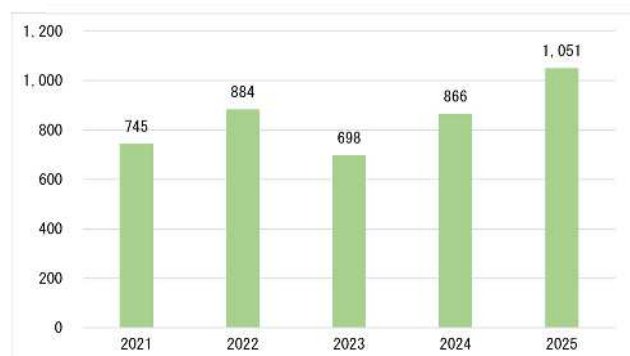


図5 自動車盗の認知件数

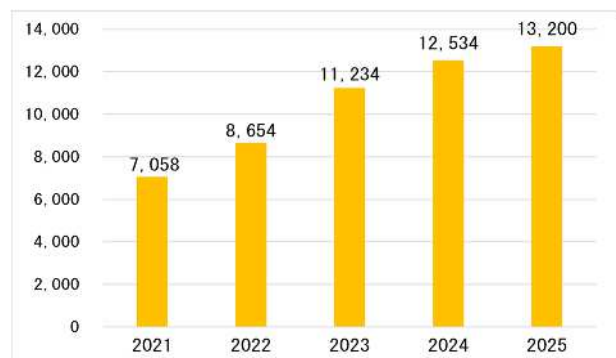


図6 自転車盗の認知件数

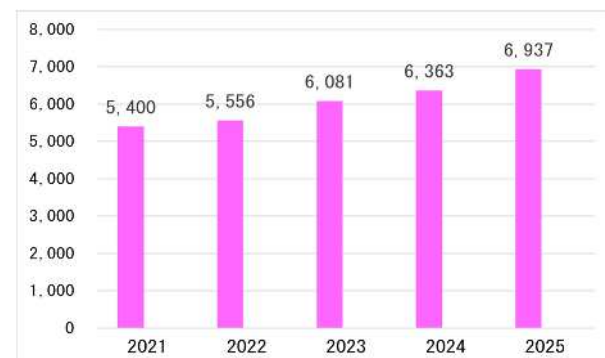


図7 万引きの認知件数

※4 被害額は、侵入盗の総額を認知件数で割った1件当たりの金額（単位：万円）

※5 被害額は、住宅対象侵入盗の総額を認知件数で割った1件当たりの金額（単位：万円）

さらに、被害者の尊厳を著しく傷つける性犯罪・性暴力である不同意性交等や不同意わいせつなどの犯罪の認知件数は、2021年と比べると2倍以上に増加しています（図8）。

サイバー犯罪に関する相談件数や、重大事件に発展するおそれのあるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案いわゆるDVの認知件数は、依然として高い水準で推移しており、児童虐待の相談対応件数については、2023年以降増加しています（図9～12）。

刑法犯少年（犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）及び触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年））の人数は増加傾向にあり、2025年の人数は2021年の1.5倍となっています（図13）。

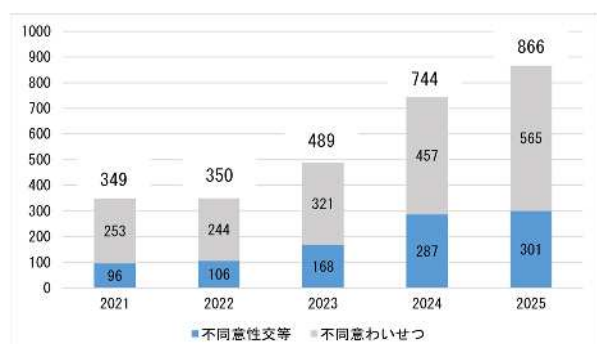


図8 不同意性交等、不同意わいせつ※6の認知件数

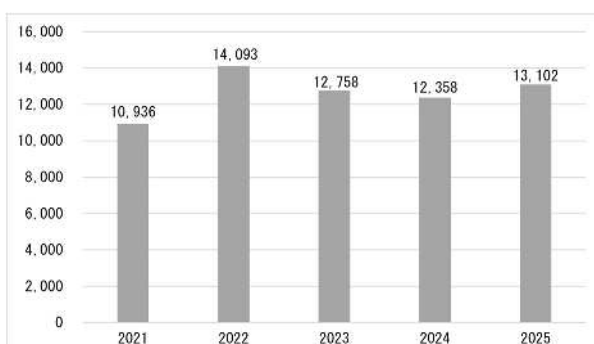


図9 サイバー犯罪の相談受理件数※7

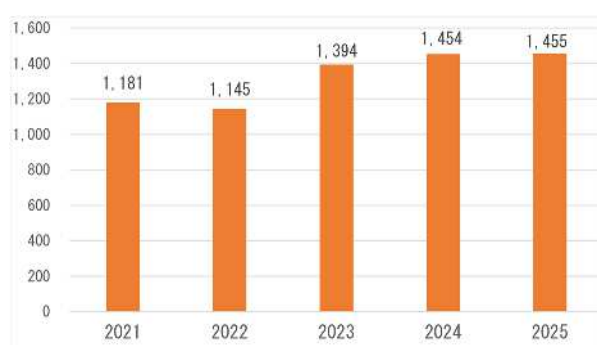


図10 ストーカー事案の認知件数※8

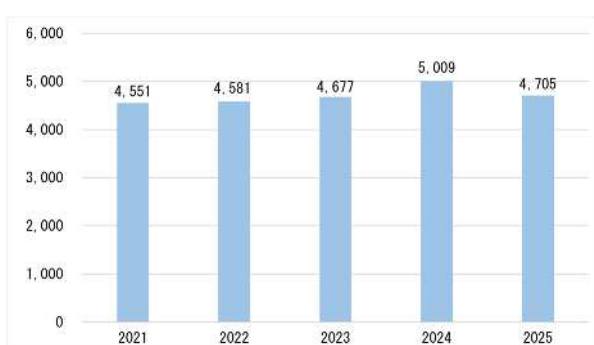


図11 配偶者からの暴力事案の認知件数※9

※6 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年6月23日公布）施行前については強制性交等、強制わいせつ

※7 愛知県警察における相談受理件数及び認知件数

※8 愛知県警察における認知件数

※9 愛知県警察における認知件数

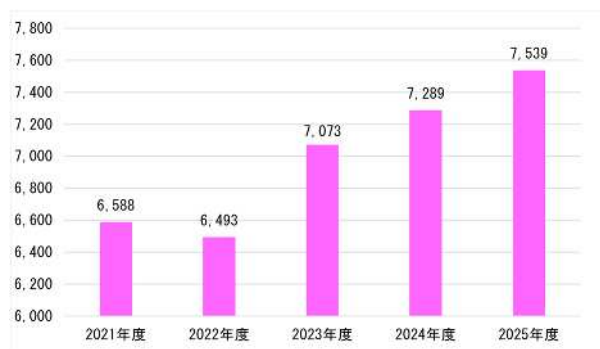


図 12 児童虐待の相談対応件数※10

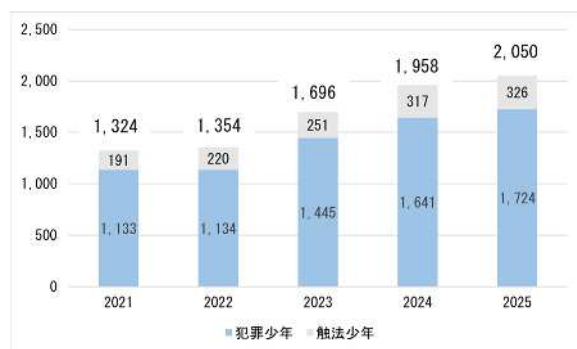


図 13 刑法犯少年※11の人数

※10 本県の児童相談センターにおける虐待相談の相談対応件数

※11 刑法に規定する罪（交通関係法令を除く）を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年

(2) 現状と課題

本県における近年の犯罪発生状況を踏まえ、現状及び対応すべき課題について次の8項目に整理しました。

① 特殊詐欺の被害件数・金額の急激な増加

(現状)

特殊詐欺は2022年から4年連続で件数・被害額が増加しており、2026年も8月時点で前年同期と比べ認知件数が903件、被害額が約104億円増加しています。

警察白書等では、特殊詐欺には匿名・流動型犯罪グループが深く関与していることがうかがわれるとされており、その手口は年々巧妙化・多様化しています。

2021年には、高齢者を標的とした還付金詐欺やオレオレ詐欺による被害が多く見られましたが、現在はこれらに加え、ニセ警察詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺が多発し、その被害は高齢者にとどまらず幅広い年齢層に拡大しており、極めて深刻な状況となっています。

(課題)

○ 特殊詐欺への重点的な対策推進

手口が巧妙化している特殊詐欺について、その被害の拡大に歯止めをかけるため、匿名・流動型犯罪グループの取締り・実態解明や被害防止対策をするよう県民の行動変容を促す広報啓発、被害に遭わない環境の整備など、官民一体となり、重点的な対策を推進する必要があります。

② 匿名・流動型犯罪グループによる悪質・凶悪な犯罪の発生

(現状)

近年、特殊詐欺を始め、組織的な強盗や窃盗、違法な風俗店等の経営への関与など、様々な犯罪により収益を得る匿名・流動型犯罪グループが治安上の大きな脅威となっています。匿名・流動型犯罪グループは、犯罪収益を管理する中核部分が匿名化されるとともに、匿名性の高いSNS等を通じて実行犯をその都度募集し構成員の離合集散を繰

り返すなどの特徴を有しています。

匿名・流動型犯罪グループの中には、犯行により得た収益を暴力団やその関係組織に供与しているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているものも確認されています。

（課題）

○ 匿名・流動型犯罪グループへの対策推進

様々な犯罪を行う匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向け、末端だけではなく、中核的な人物の検挙に向けた取組を進める必要があります。

また、犯罪実行者を募集する情報を通じて犯行に加担しないための対策を推進する必要があります。

○ 暴力団対策の推進

匿名・流動型犯罪グループの首領やメンバー等の中核的存在となる暴力団も確認されていることから、これらの対策を推進する必要があります。

暴力団等の排除に関する広報啓発活動に加え、暴力団からの離脱希望者等への社会復帰支援事業及び少年の暴力団等反社会的勢力への加入阻止活動などを推進する必要があります。

③ 地域における犯罪抑止機能の低下と一人一人の防犯意識の不足

（現状）

未婚化や核家族化の進行に伴う単身世帯の増加、高齢化の進行、外国人県民の増加等による地域社会の変化に加え、コロナ禍における個人の行動制限による地域活動の停滞などを背景として、地域の絆が薄れ、自治会や自主防犯団体の活動は低調となる傾向がみられます。

こうした状況により、これまでに地域社会が担ってきた犯罪抑止機能が低下しているものと考えられます。

また、防犯設備の普及や住宅防犯対策の浸透など、防犯意識の向上に向けた取組が進められているものの、依然として無施錠による被害が多数発生している（2025年、住宅対象侵入盗の33.2%、自転車盗の66.8%）など、県民一人一人の防犯意識はいまだ十分とはいえませ

ん。

さらに、基幹インフラを標的としたランサムウェアを用いたサイバー攻撃によりシステムが停止するなど、経済活動に重大な影響が及ぶおそれがあります。また、グローバル化の進展に伴い技術情報の流出リスクが増大するなど、経済安全保障環境はますます厳しくなっています。多くの企業においては、こうした課題についての重要性は認識されているものの、情報収集体制や専門人材の不足等を背景として、具体的な対策が十分に進んでいない状況が見られます。

加えて、近年では、匿名・流動型犯罪グループによる強盗・侵入窃盗などの犯罪が行われる前には、下見活動と思われる不審な訪問等が行われる場合もあり、これらの状況をいち早く把握し、犯罪を抑止するためには地域における犯罪抑止機能を向上させることは重要です。

（課題）

○ 防犯に対する県民の意識醸成・知識向上

県民に対して防犯に関する意識の醸成と知識の向上を促し、具体的な防犯活動を促進する必要があります。

○ 事業者に対する経済安全保障に関する周知・啓発

日本一のモノづくり産業の集積地として、サイバー攻撃や技術情報流出などの経済安全保障上の課題に対応するため、実効性のある地域の備えを構築する必要があります。

④ 規範意識の低下

（現状）

地域社会においては、地域住民同士の交流機会の減少や、家庭・学校・地域が連携した教育・見守り機能の低下がみられ、万引きや自転車盗などの犯罪を行うことへの抵抗感が薄れることが懸念されています。また、少年犯罪は増加傾向にあり、一部では凶悪性の高い事案も見られます。加えて、SNS上では、匿名・流動型犯罪グループが発信する、犯罪実行者募集を目的とした情報が拡散され、若者がアルバイト感覚で強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することが危惧されています。

（課題）

○ 規範意識の向上

サイバー空間における違法情報・有害情報の流通防止に向けた取組を推進するとともに、情報リテラシー教育や非行防止教育の充実、家庭・学校・地域の連携強化等を通じて、規範意識の醸成を図る必要があります。

⑤ 犯罪の複雑化・巧妙化・グローバル化

（現状）

インターネットなどの通信網の高度化やグローバル化の進展により、サイバー空間を通じて様々な活動が非対面・非接触で行われるようになったほか、国境を越えた犯罪集団の活動もみられるなど、犯罪は広域化し、これまで以上に複雑化・巧妙化しています。

特に、SNSは、対面することなく他者とやり取りを重ねたり、匿名で不特定の者と瞬時に連絡を取ることができるなどの特性から、犯罪インフラとして悪用されています。

（課題）

○ サイバー事案への対応

デジタル化の進展等に伴い、重要な社会経済活動が行われる公共空間となったサイバー空間における犯罪やサイバー攻撃等による脅威への対策を推進する必要があります。

○ サイバー空間を悪用する犯罪への対応

スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスが普及する中、SNSを始めとするインターネット利用を通じた子供の性被害、各種の詐欺行為等は後を絶たず、引き続き、的確な対応による被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

○ 複雑化・巧妙化する犯罪への対応と未然防止・拡大防止への取組推進

複雑化・巧妙化が懸念される犯罪に対し、迅速かつ的確な対応による、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

○ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対応

戦略2026で重点的に対策を進めてきた「特殊詐欺」、「侵入盗」、「自動車盗」を始め、県民の安全・安心を脅かす犯罪について、社会情勢の変化による手口の変化や被害の深刻化が懸念されるため、引き続き、的確な対応による被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

⑥ 再犯者率の高止まり

（現状）

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等に依存する者、高齢で身寄りがない者など、地域社会において生活する上で様々な課題を抱える者が多く存在しています。こうした課題は犯罪をした者等の円滑な社会復帰を困難にしており、近年の再犯者率は5割弱で推移しています。

（課題）

○ 再犯防止の取組推進

犯罪をした者等が再び犯罪等に及ぶことのないよう、就労支援、住居支援、保健医療・福祉サービス等の諸対策を推進する必要があります。

⑦ 犯罪を誘発しやすい生活環境等

（現状）

人通りが少なく、暗く、見通しの悪い道路や公園、駐車場等では、連れ去りや痴漢等の犯罪が発生しやすく、高層化等の住環境の変化により生じた死角では、住宅を対象とした侵入盗が発生しやすくなっています。

また、繁華街における違法駐車や違法広告物、落書き等の放置や、相続や転居、老朽化等により管理が行き届かない空き家の増加は、地域の秩序や景観を損ない、管理性や監視性を低下させることから、犯罪を誘発しやすい環境となるおそれがあります。

さらに、AI技術の進歩によって、犯罪者に専門的な知識がなくても高度なサイバー攻撃が可能になるなど、サイバー空間における犯罪

の状況にも変化が見られ、その被害が深刻化しています。

（課題）

○ 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進

防犯に配慮した住宅や道路、公園、駐車場等の整備・普及とともに、繁華街における風俗環境の浄化や空き家対策を促進する必要があります。

○ サイバーセキュリティ対策の強化

被害が深刻化しているサイバー犯罪の被害の未然防止に向けて取組を進める必要があります。

⑧ 犯罪被害者等支援の拡充に対する要請

（現状）

誰もが犯罪の被害者となり得る中、本県では、愛知県犯罪被害者等支援条例を制定するとともに、愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針を策定し、犯罪被害者等を支援する取組を進めています。一方、本県における市町村のうち犯罪被害者等支援の特化条例を制定した市町村は、2026年7月時点で25市町にとどまるなど、市町村の取組の進捗状況にはばらつきが見られます。

2025年4月に、県が中核となり、犯罪被害者等支援全体のハンドリングを行う多機関ワンストップサービスによる支援を開始したところですが、本県に居住する犯罪被害者等に対し、途切れることなく包括的に支援を実施するためには、県のみならず犯罪被害者等が居住する市町村や民間支援団体等と連携した支援体制構築等の一層の充実・強化が求められます。

（課題）

○ 犯罪被害者等に対する支援体制等の充実・強化

犯罪被害者等が県内において、県、市町村、民間支援団体等のいずれに相談を行っても等しく支援が受けられるよう、県内における支援体制の充実・強化を推進する必要があります。

3 戦略の目指す姿と目標

(1) 目指す姿

上位計画である「あいちビジョン2030」を踏まえ、本戦略は「県民の誰もが安全で安心して暮らせる愛知」を目指します。

(2) 目標

2(2)で整理した課題を踏まえ、本戦略の目指す姿を実現するため、以下のとおり4つの目標を掲げます。

1 戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること

2025年における本県の刑法犯認知件数については、2006年以降、7次にわたる地域安全戦略の取組により、戦後最多を記録した2003年と比べて、約4分の1となりました。

しかしながら、2022年以降に増加に転じたことから、本戦略では、期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせるため、各種取組を推進します。

2 特殊詐欺の増加に歯止めをかけること

戦略2026の期間においては、特に特殊詐欺の認知件数及び被害額が大きく増加するとともに、その手口も複雑化、巧妙化しています。こうした状況を踏まえ、本戦略においては、特殊詐欺を最重点犯罪として位置づけ、期間中に認知件数及び被害額の増加傾向に歯止めをかけられるよう、集中・重点的に対策を進めます。

3 規範意識を高め犯罪を許さない機運を醸成すること

匿名・流動型犯罪グループがSNS等で行う犯罪実行者の募集情報を通じて、若者を中心に幅広い年齢層の者が犯罪に加担している事例が見られます。

加えて、万引きや自転車盗、少年犯罪が増加傾向となっています。

こうしたことから、県民の規範意識を高めるとともに、地域社会全体で犯罪を許さない機運を高めるなど犯罪の起きにくい社会環境

づくりを推進します。

4 犯罪被害者等への支援を一層充実させること

誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、理不尽な犯罪被害に巻き込まれた被害者等に対し、被害直後から中長期にわたり、切れ目のない支援を提供することができる体制の整備が求められます。

このため、関係機関との連携を強化し、犯罪被害者等が必要な支援に円滑にアクセスできる環境の整備・充実を図るとともに、社会全体が犯罪被害者等支援の重要性を共有し、支え合う機運の醸成を推進します。

4 基本戦略

4つの目標を達成するため、4つの基本戦略を設定しました。

また、2（2）で整理した課題を、それぞれ対応する基本戦略に示しています。

I 県民の安全・安心を脅かす犯罪（特殊詐欺等）への重点的対策の推進

2022年以降4年連続で増加している刑法犯認知件数を減少させるため、件数・被害額ともに大きく増加している特殊詐欺を最重点犯罪として位置づけるとともに、侵入盗及び自動車盗については戦略2026に引き続き、重点的に取り組む犯罪として位置づけ、対策を推進します。

また、子供、女性、高齢者、障害者等が被害者となる犯罪については、学校、地域、家庭、警察等と一体となり、犯罪ごとの特徴を踏まえながら、被害の未然防止や拡大防止、検挙活動に取り組めます。

加えて、暴力団対策はもとより、近年、治安上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループにより敢行される犯罪やサイバー空間における犯罪などの社会情勢を反映した新種の犯罪に迅速かつ的確に対応します。

<取り組む課題>

- 特殊詐欺への重点的な対策
- 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対応
- 匿名・流動型犯罪グループへの対策推進
- サイバー事案への対応
- 暴力団対策の推進
- 子供や女性、高齢者などを対象とする犯罪への対応

II 社会一体となった防犯意識の醸成と地域防犯力の強化

子供から大人まで、県民一人一人が自分の安全は自分で守るという意識を持ち、防犯対策を実践できるよう、啓発や情報提供を行うとともに、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

また、地域防犯力を向上させるため、自主防犯組織の設立促進及びその活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等の実施や、市町村と連携した防犯設備等の普及促進など、県民、事業者、団体及び市町村と連携を図りながら取組を進めます。

特に、若者世代に対し、防犯意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働き掛けるため、広報啓発活動を推進します。

また、事業者に対しては、経済安全保障の観点から、サイバー攻撃や技術情報流出等への備えを促すため、情報提供等を行います。

＜取り組む課題＞

- 防犯に対する県民の意識醸成・知識向上
- 地域防犯力の向上
- 事業者に対する経済安全保障に関する周知・啓発

Ⅲ 犯罪の起きにくい社会環境の整備

近年の少年犯罪の増加等を踏まえ、若者世代を中心に、犯罪を許さない社会の実現に向けた県民の規範意識の醸成を図るとともに、再犯防止対策の一層の推進を図ります。

また、犯罪防止に配慮した住宅、道路、公園等の整備・普及や、犯罪の温床となり得る歓楽街の環境浄化の推進等により、犯罪の起きにくい社会環境づくりを進めるとともに、サイバー空間におけるセキュリティ対策の向上を図り、複雑化・巧妙化する犯罪による被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。

＜取り組む課題＞

- 規範意識の向上
- 再犯防止の取組推進
- 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進
- サイバーセキュリティ対策の強化
- 複雑化・巧妙化する犯罪への対応と未然防止・拡大防止への取組推進

Ⅳ 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の推進

県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを進めるため、犯罪被害者等が支援の網から取りこぼされることなく必要な支援を受けることができるよう、本県が中核となり、支援全体のハンドリングを行う多機関ワンストップサービス体制の下、国、市町村、民間支援団体等との連携を密にし、総合的かつ計画的に取り組めるとともに、犯罪被害者等への支援に関する県民の理解と協力の増進を図ります。

＜取り組む課題＞

○ 犯罪被害者等に対する支援体制等の充実・強化

5 戦略の体系

戦略には、4つの基本戦略に対して、その推進を図り、着実に目標を達成するため、29の重点施策と127の主要事業を位置づけます。

また、それぞれの主要事業には戦略期間中に個別の事業を実施していきます。

＜体系イメージ＞

目 標： 1 戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること 2 特殊詐欺の増加に歯止めをかけること 3 規範意識を高め犯罪を許さない機運を醸成すること 4 犯罪被害者等への支援を一層充実させること	
4つの基本戦略	29の重点施策
I 県民の安全・安心を脅かす犯罪（特殊詐欺等）への重点的対策の推進	＜あいち地域安全戦略2029期間における最重点犯罪への対策＞ 1 特殊詐欺の対策を強力に推進します。 ＜あいち地域安全戦略2029期間における重点犯罪への対策＞ 2 侵入盗の対策を推進します。 3 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。 ＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞ 4 匿名・流動型犯罪グループ対策を推進します。 5 サイバー事案の対策を推進します。 6 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。 7 薬物乱用防止の対策を推進します。 8 暴力団対策を推進します。 9 不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。 10 児童虐待防止の対策を推進します。 11 ストーカーやDVの対策を推進します。 12 性犯罪・性暴力対策の一層の強化を図ります。
II 社会一体となった防犯意識の醸成と地域防犯力の強化	13 県民等への的確な情報提供により自主的かつ具体的な防犯行動を促進します。 14 県民総ぐるみ運動を展開します。 15 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。 16 事業者等の安全なまちづくりへの参画を促進します。 17 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。 18 経済安全保障に対する諸対策を推進します。 19 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。 20 子供をSNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の犯罪から守る取組を推進します。 21 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。
III 犯罪の起きにくい社会環境の整備	22 規範意識向上のための啓発を強力に推進するとともに、教育の充実を図ります。 23 再犯防止の対策を推進します。 24 防犯カメラの普及促進等、防犯性の高いまちづくりを推進します。 25 歓楽街における環境の浄化を強力に推進します。 26 社会基盤を支える各主体のサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。 27 治安基盤の充実強化を図ります。
IV 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の推進	28 犯罪被害者等への支援のさらなる拡充を図ります。 29 性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図ります。

6 基本戦略を推進するための重点施策と主要事業

【基本戦略Ⅰ 県民の安全・安心を脅かす犯罪（特殊詐欺等）への重点的対策の推進】

＜あいち地域安全戦略2029期間における最重点犯罪への対策＞

1 特殊詐欺の対策を強力に推進します。

手口が年々巧妙化し、若者世代にも被害が拡大するなど、被害の増加に歯止めがかからない特殊詐欺の対策として、県民、事業者等と連携した被害防止などの取組を集中的・重点的に進めます。

主要事業		実施部局
①県民、事業者、自治体等の幅広い連携による被害防止対策の推進	官民一体となった啓発キャンペーン等の防犯活動を通じ、特殊詐欺の手口や固定電話・スマートフォンに係る被害防止対策を周知し、県民の行動変容を促すなど、被害防止に向けた啓発を推進します。	防災安全局 警察本部
②特殊詐欺の実行犯を生まないための対策の推進	SNS等で犯罪実行者を募集するいわゆる「闇バイト※ ¹² 」等に若者等を加担させないための対策を推進します。	警察本部 防災安全局
③実行を容易にするツールの根絶に向けた対策の推進	特殊詐欺に係る預貯金口座や電話番号等の不正利用に関する情報を収集し、利用停止等の措置につなげて無力化することにより犯罪を抑止するとともに、検挙活動を推進します。	警察本部
④被害に遭わない環境の構築に向けた対策の推進	固定電話やスマートフォンへの着信、SNSの利用等を契機として、ATMやインターネットバンキングでの振込み、電子マネーや暗号資産の送付等により資産をだまし取る手口について、関連する事業者・関係機関等が連携し、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。	警察本部 防災安全局

※12 仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどしてその実行者が募集される犯罪をいい、「裏バイト」等と表記されることもある。このような表現に対しては、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあり、警察ではこの種の犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報を犯罪実行者募集情報と呼称している。

主要事業		実施部局
⑤首謀者を含む被疑者に対する検挙活動の推進	事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、新たな捜査手法の検討や、事案の内容に応じて柔軟な対応ができる環境整備等を含め、効果的な取締りのための取組を推進します。	警察本部
⑥被害防止につながる広報啓発の実施	特殊詐欺の被害防止に関して重点的に広報啓発を行う期間を設定し、SNS等を活用するなど効果的な広報啓発を推進します。	防災安全局 警察本部

＜あいち地域安全戦略2029期間における重点犯罪への対策＞

2 侵入盗の対策を推進します。

住宅対象侵入盗の対策として、防犯器具の普及、防犯診断を含めた防犯教室の開催及び防犯設備アドバイザーの派遣などの取組を進めます。また、住宅を始め、会社、事務所、店舗等を対象とした侵入盗対策として、不審者（車）発見の際の警察への情報提供の促進や高額な現金等を保管しないように啓発を推進し、組織窃盗グループ等に狙われないまちづくりを目指します。

主要事業		実施部局
①多発地域における抑止対策の推進	被害が多発する地域において検挙活動を強化するとともに、集中的な防犯診断等を推進します。	警察本部
②防犯器具（CP建物部品）等の普及促進	住宅フェア等のイベントにおいてCP建物部品（防犯性能の高い建物部品）の紹介を行うなど、防犯器具の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
③関係団体と連携した防犯対策の推進	愛知県住宅防犯対策協議会等の関係団体と連携して、住宅対象侵入盗情報報奨金制度等の広報を実施し、不審者（車）を発見した際の警察への情報提供を促進するなど、防犯対策を推進します。	防災安全局 建築局 警察本部
④防犯設備アドバイザーの派遣	住宅防犯等に関する専門知識を有する防犯設備アドバイザーの派遣を推進します。	警察本部

主要事業		実施部局
⑤高額な現金等を保管しないことの啓発	組織窃盗グループ等に狙われないまちづくりを目指して、住宅、会社、事務所、店舗等に高額な現金等を保管しないよう啓発を推進します。	防災安全局 警察本部

3 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。

自動車盗を始めとする自動車関連窃盗への対策として、防犯機器等の普及促進や、盗難自動車等の流通阻止に向けた対策の促進などの取組を進めます。

主要事業		実施部局
①防犯機器及び設備等の普及促進	スマートフォン連動型防犯カメラ、警報装置、GPS等の追跡装置の効果的な防犯機器を貸し出すなどし、設置の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
②防犯性の高い駐車場の普及促進	駐車場の所有者・管理者に対し、防犯カメラ、照明灯、ミラー等の設置を働きかけ、防犯性の高い駐車場の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
③盗難自動車等の流通阻止に向けた対策の推進	自動車盗の被害が多発する地域において、検挙活動を強化します。また、盗難自動車の解体、不法輸出のための作業場となる不法ヤード等について、ヤード等 ^{※13} の実態把握を推進するとともに、ヤード条例 ^{※14} に基づき、違法な事業者に対する取締りや行政処分を行うことにより、ヤードの健全な運営を事業者に促します。	警察本部
④自動車関連事業者との連携の推進	自動車メーカー等に防犯情報を提供し、防犯性の高い自動車の開発、普及を促進します。また、愛知県自動車盗難等防止協議会の関係団体と連携し、自動車関連窃盗情報報奨金制度の周知や被害防止キャンペーンを実施します。	警察本部 防災安全局

※13 自動車解体の用に供する施設又は場所、ヤードの代替として利用されるおそれのある倉庫、中古自動車販売店、自動車修理工場等

※14 ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例（令和元年12月1日施行）

＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞

4 匿名・流動型犯罪グループ対策を推進します。

匿名・流動型犯罪グループへの対策として、取締りを徹底し実態解明を図ります。また、被害に遭わないための啓発活動や犯罪に加担しないための注意喚起などの取組を進めます。

主要事業		実施部局
①取締り及び実態解明の徹底	犯罪実行者を徹底的に検挙し、組織の実態解明を図ります。	警察本部
②中核的人物の検挙に向けた取組の実施	匿名・流動型犯罪グループを弱体化させ、撲滅に至らしめるため、中核的人物の検挙に向け、戦略的な取組を推進します。	警察本部
③効果的かつ波状的な広報啓発及び手口に関する情報発信の実施	匿名・流動型犯罪グループによる強盗等の被害に遭わない、狙われないための啓発活動を推進します。また、犯罪実行者募集情報に関する注意喚起を行うとともに、組織からの離脱を促します。	警察本部 防災安全局

5 サイバー事案※15の対策を推進します。

サイバー事案への対策として、社会全体のセキュリティ意識の向上や、民間事業者等との連携による被害の未然・拡大防止対策を推進します。

主要事業		実施部局
①サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上	社会に広く普及しているIoT機器やインターネットを利用したサービスに関するセキュリティ対策を推進するとともに、フィッシングなど多発するサイバー事案に対する広報啓発活動を活発化し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	防災安全局 警察本部

※15 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

主要事業		実施部局
②民間事業者等との連携による被害の未然防止・拡大防止活動の推進	官民が連携してサイバー空間の犯罪インフラ化を防止するため、犯罪捜査等の過程で判明した犯罪に悪用されるリスクの高いインフラや技術に係る情報を活用し、事業者への働きかけを行います。また、被害の拡大防止を図るため、被害実態の情報提供等を通じた働きかけを推進し、事後追跡可能性の確保や被害の潜在化防止に向けた取組等を促進します。	防災安全局 警察本部
③サイバーボランティア活動の促進	サイバー事案による被害防止を目的として、サイバーボランティアと連携し、各地域に根ざしたセミナー、講演、イベント等を実施するほか、研修会の開催を通じて、サイバーパトロール活動を強化するなど、ボランティア活動の活発化を図る取組を促進します。	防災安全局 警察本部
④サイバー事案の取締りの推進	不正送金や暗号資産を悪用した犯罪等、サイバー空間における犯罪の取締りを推進します。	警察本部
⑤サイバー事案対処に関する資機材及び解析用資機材の充実・強化	サイバー事案への対処に必要な資機材及び解析用資機材の整備・高度化、情勢に応じた機能強化等を推進し、対処能力の向上を図ります。	警察本部
⑥他事業と連携した啓発活動の推進	特殊詐欺対策、侵入盗対策等他事業の広報機会を利用し、サイバー空間における対策を啓発するなど、情報発信を強化します。	防災安全局 警察本部

6 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。

認知件数が多い自転車盗、万引きへの対策として、防犯キャンペーンや防犯講話、非行防止教室等の広報啓発の取組を推進します。

主要事業		実施部局
①自転車盗対策の推進	被害が多発する駐輪場を管理する自治体・事業者が、防犯カメラの設置や利用者に施錠等の具体的な防犯対策を行うよう、働きかけを推進します。	防災安全局 都市・交通局 警察本部
②万引き対策の推進	防犯講話や非行防止教室等の開催を通じて、啓発活動を推進します。	県民文化局 防災安全局 教育委員会 警察本部

7 薬物乱用防止の対策を推進します。

関係機関と連携し薬物乱用防止に向けた広報啓発活動や、薬物事犯検挙者等に対する再乱用防止の啓発を推進します。

主要事業		実施部局
①薬物乱用防止に向けた広報啓発活動及び再乱用防止に向けた啓発の推進	薬物乱用や危険ドラッグ等に起因する事件・事故の撲滅に向けた広報啓発活動を推進します。また、薬物事犯検挙者等に対する再乱用防止の啓発を推進します。	保健医療局 教育委員会 警察本部
②子供に対する薬物乱用防止教育の推進	小・中・高校等における薬物乱用防止教育を推進するため、薬物乱用防止教室等を開催します。	保健医療局 教育委員会 警察本部
③関係機関との連携の推進	愛知県薬物乱用防止推進協議会と連携して薬物乱用防止のための啓発事業を総合的かつ効果的に推進します。	保健医療局 教育委員会 防災安全局 警察本部
④薬物密売組織、乱用者等に対する取締りの推進	薬物密売組織及び乱用者等に対する取締りを推進します。	警察本部

8 暴力団対策を推進します。

暴力団等に対する取締りの推進や暴力団等の排除に関する広報啓発活動を推進します。

主要事業		実施部局
①暴力団等に対する取締り等の推進	暴力団等に対して、暴力団対策法及び愛知県暴力団排除条例を効果的に運用した取締りや県が行う事務及び事業からの暴力団排除を徹底します。	警察本部 県関係局 教育委員会
②暴力団等の排除に関する広報啓発活動の推進	不当要求防止責任者講習や暴力団排除に関する講演の開催等により、暴力団排除の意識啓発を推進します。	防災安全局 警察本部
③暴力団離脱者への支援の推進	暴力団離脱者が社会復帰する際に予想される様々な問題に対処するため、社会復帰アドバイザーが離脱者や就労先企業に対して、必要な連絡や面接を行い問題の解決に努めるとともに、離脱者の社会復帰に理解を示し、離脱者を雇用する意思を有する受入企業の拡大に努めます。	防災安全局 警察本部 県関係局

9 不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。

不法滞在外国人を減少させるため、広報啓発や関係機関と連携した取締りを推進します。

主要事業		実施部局
①不法就労・不法滞在防止等のための広報啓発活動の推進	広報メディア等を活用し、不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。	警察本部 県関係局
②不法就労・不法滞在の取締りの推進	不法就労・不法滞在の取締りを推進します。	警察本部

10 児童虐待防止の対策を推進します。

児童虐待防止に向けた継続的な啓発活動や児童相談センターの機能強化とともに、関係機関との連携や情報共有を推進し、社会全体で児童虐待を防止する体制づくりを進めます。

主要事業		実施部局
①児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の充実	児童虐待防止のキャンペーンやセミナー等を開催します。また、こども家庭センターが母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、支援を必要とする家庭の早期発見と早期対応につなげるよう、市町村を支援します。	福祉局 保健医療局
②虐待事案への対応力強化	児童虐待対応の弁護士、精神科医師、法医学専門医師等の配置による児童相談センターの機能強化を図ります。また、虐待を受けた児童の適切な保護に努めます。	福祉局 警察本部
③関係機関との連携の推進	市町村・児童相談センター・警察・医療機関・学校等、地域の関係機関との連携の強化を推進します。	福祉局 警察本部

11 ストーカーやDVの対策を推進します。

ストーカーや配偶者等からの暴力事案（いわゆる「DV」）の防止対策の充実を図ります。

主要事業		実施部局
①ストーカー・DV対策の広報啓発及び検挙活動の推進	ストーカーやDVの防止に対する啓発活動を実施するとともに、関係法令の適用による行為者の検挙や警告等を実施し、被害の未然・拡大防止を推進します。	福祉局 教育委員会 警察本部
②相談・支援体制の充実	関係する相談窓口の周知や早期相談を勧める広報を実施するとともに、DV対応の充実を図るための研修や市町村担当者会議を開催します。また、相談者の要望に応じた性別の職員によるストーカー・DVの相談を実施します。	福祉局 警察本部

主要事業		実施部局
③関係機関との連携の推進	DV被害者支援の関係者による会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	福祉局

12 性犯罪・性暴力対策の一層の強化を図ります。

被害者の尊厳を踏みにじる性犯罪・性暴力について、加害者、被害者及び傍観者とならないための社会的取組を推進し、対策の強化を図ります。

主要事業		実施部局
①被害者心理に寄り添った性犯罪捜査の推進	性犯罪被害者が、被害申告、被害相談をしやすい環境整備を推進します。また、被害者の希望に応じた性別の警察官が対応する等、被害者の心情に配慮した捜査を推進します。	警察本部
②性犯罪・性暴力に対する研修会等の開催	性暴力被害防止セミナーや、被害防止教室等を開催します。	防災安全局 警察本部
③関係機関と連携した対策の推進	性犯罪・性暴力被害者支援連絡会議の開催等により、関係機関と連携を深め、性犯罪・性暴力に適切に対処できるよう、情報共有を推進します。	防災安全局 警察本部

【基本戦略Ⅱ 社会一体となった防犯意識の醸成と地域防犯力の強化】

13 県民等への的確な情報提供により自主的かつ具体的な防犯行動を促進します。

犯罪情勢を踏まえた防犯対策を推進するため、広報紙、SNS、Webサイト等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催などを通じて、防犯情報の提供や防犯啓発を推進し、行動変容を促すことで、県民一人一人の自主的かつ具体的な防犯行動を促進します。

主要事業		実施部局
①広報紙、インターネット、各種窓口対応時等による広報啓発活動の推進	広報紙、SNS、Webサイト等の各種広報媒体の活用やイベントの開催、各種行政手続の窓口対応などを通じて、防犯情報の提供を推進し、県民の具体的な防犯行動を促進します。	県関係局 教育委員会 警察本部
②若者世代を対象とした情報発信及び広報啓発活動の推進	若者世代を対象として、SNSやWebサイト等による情報発信を行うとともに、防犯講話の実施や啓発チラシの作成・配布などの広報啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部
③防犯ネットワーク、各種情報発信ツール等を活用した防犯情報の提供	防犯ボランティア団体等のネットワークやSNS、Webサイト等を活用し、防犯情報の提供を実施します。	警察本部 防災安全局 教育委員会
④防犯設備の普及促進	犯罪の被害防止に効果的な防犯設備・機器の普及促進に向けた啓発活動を行います。また、関係団体が行う防犯設備・機器等の設置活動を支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
⑤多様な機関と連携した啓発活動の推進	多様な機関と連携した啓発活動の機会拡充を推進します。	防災安全局 警察本部
⑥犯罪情勢に即応した広報啓発活動の推進	犯罪情勢を踏まえた広報啓発活動により、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗等、個別の犯罪に対する重点的な情報提供を推進します。	防災安全局 警察本部

主要事業		実施部局
⑦多発する地域における防犯活動の推進	地域の団体等と協働した街頭キャンペーンやパトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの防犯活動を推進します。	防災安全局 警察本部
⑧各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の実施	関係団体や各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の広報啓発を実施します。	防災安全局 警察本部
⑨多言語による情報提供及び多文化共生教育の支援	多言語による広報紙の発行、SNS等での発信による情報提供を推進します。	県民文化局 警察本部
⑩在留・訪日外国人の安全確保のための総合対策の推進	外国人に向けた情報提供や、外国人を対象とする防犯講話などの実施により、在留・訪日外国人の安全確保のための総合対策を推進します。	警察本部

14 県民総ぐるみ運動を展開します。

県民、事業者、団体及び市町村の参加を得て、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくり 県民運動の実施	市町村、防犯協会、事業者団体等と連携して、安全なまちづくり県民運動を実施します。	防災安全局 警察本部
②安全なまちづくり 愛知県民大会の開催	安全なまちづくり活動等に功労のあった個人・団体を表彰等することにより、その活動を一層促進するとともに、安全なまちづくりの重要性を広く県民にアピールするため、県民大会を開催します。	防災安全局 警察本部
③防犯キャンペーン等の実施	市町村、防犯協会、地域の防犯ボランティア団体等と協働して、防犯キャンペーン等を実施します。	防災安全局 警察本部
④新戦略に呼応した 県民行動計画の策定	新戦略に呼応する形で、県民、事業者、団体及び市町村が取り組むべき事項を示す「あいち地域安全県民行動計画」を策定し、具体的な取組の促進を図ります。	防災安全局 警察本部

15 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。

市町村に対して、安全なまちづくりを推進するための助言や防犯情報の提供等を行います。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくりの推進に係る助言、施策の促進	県内の犯罪情勢や犯罪抑止に関する取組状況等の情報を共有するため、市町村担当課長会議等を開催し、安全なまちづくりに係る体制づくりと関係施策を促進します。	防災安全局 警察本部
②防犯情報の提供	刑法犯認知件数や各種防犯対策などの防犯情報を提供します。	防災安全局 警察本部

16 事業者等の安全なまちづくりへの参画を促進します。

事業者及び団体による自主防犯活動の実施や防犯ボランティア活動への参加を促進します。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度の推進	事業者及び団体に対して、安全なまちづくり活動への参加を促進するため、パートナーシップ制度への参加登録を促進します。	防災安全局
②防犯CSR活動の促進	事業者への活動の働きかけや事業者と連携した防犯活動の実施、Webサイト等による活動事例の紹介等により、防犯CSR活動※16の活発化を促進します。	防災安全局 警察本部
③新たな防犯対策の開発・普及促進	事業者との連携の強化、防犯情報の提供等により、事業者の持つ技術の防犯対策への活用を検討し、犯行手口に対応した新たな施錠設備など、防犯対策の普及促進を図ります。	防災安全局 警察本部

※16 企業の社会的責任、Corporate Social Responsibilityにより行われる活動のうち、犯罪の起きにくい社会づくりを実現し、地域住民等の安全安心の向上につながるもの

17 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。

地域防犯力向上のため、自主防犯団体の設立を促進するとともに、地域の特性に合った自主防犯活動の活発化や、防犯対策設備・機器の普及を支援します。また、地域の自主防犯活動を促進するため、防犯ボランティアの養成や、学生防犯ボランティア団体の設立・活動支援に取り組みます。

主要事業		実施部局
①自主防犯団体の設立促進	防犯活動資材の提供などを行い、自主防犯団体の設立を促進します。また、防犯ボランティア活動中に、負傷又は死亡した場合に見舞金を支給します。	防災安全局
②自主防犯団体活動の活発化支援	安全なまちづくり活動推進員や安全なまちづくり推進指導員、青色防犯パトロール団体による活動の活発化を支援します。	防災安全局 警察本部
③市町村と連携した防犯対策設備・機器の普及支援	市町村が実施する防犯対策設備・機器の購入・設置補助制度に対して支援を行い、地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。	防災安全局 経済産業局 警察本部
④地域の特性に合った自主防犯活動の促進	地域の特性に合った自主防犯活動に取り組む自主防犯団体等への支援を行い、その活動内容を広く普及させます。	防災安全局
⑤自主防犯団体等の活動に関する県民への広報啓発	地域における自主防犯団体等の活動について、自主防犯力向上につながる事例を広報周知することにより、自主防犯活動に対する県民の理解を深めるとともに、自主防犯団体等の活動の更なる活発化を図ります。	防災安全局
⑥団体間の情報共有、交流促進	Webサイト等によるボランティア活動等の情報提供や、情報交換会の開催などを行います。	防災安全局 警察本部
⑦防犯ボランティア活動リーダーの養成	防犯活動の指導、助言等を行えるリーダーを養成します。	防災安全局
⑧防犯ボランティア研修の推進	自主防犯団体への参加促進や防犯ボランティア活動の活性化を目的とした研修を実施します。また、各市町村における研修の開催を促進します。	防災安全局 警察本部

主要事業		実施部局
⑨活動功労者等に対する表彰の実施	防犯活動等に功労のあった個人・自主防犯団体・地域団体に対する表彰を行います。	防災安全局 警察本部
⑩学生防犯ボランティア団体の新規設立及び活動活発化の促進	学生防犯ボランティア団体の新規設立を促進するとともに、活動の活発化を図ります。	防災安全局 警察本部
⑪学生防犯ボランティア等と連携した各種啓発活動の推進	学生防犯ボランティア等と連携した各種啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部

18 経済安全保障に対する諸対策を推進します。

県内企業に対して、経済安全保障の情報共有を図るため、技術情報等の流出防止対策に関する情報提供等の取組を実施します。

主要事業		実施部局
①企業等に対する指導啓発及び連携の推進	県内企業等を対象に、経済安全保障に関する技術情報流出等の状況やその対応策についての情報共有及び意見交換を実施します。	経済産業局 警察本部
②関係機関との連携の推進	経済安全保障に関する取組や対策等についての情報共有及び意見交換を実施します。	経済産業局 警察本部

19 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。

学校等における児童等の安全確保のための指針^{※17}を踏まえ、児童・生徒への安全教育や学校、地域での防犯教育の充実に取り組みます。また、登下校時及び学校内の安全確保のため、地域ぐるみで学校の安全体制の整備を進めるとともに、市町村、団体等との連携強化を推進します。

主要事業		実施部局
①教職員への安全教育 研修の実施	教職員に対し、安全教育を目的とした研修を実施します。	教育委員会
②連れ去り事案等に対する実践的な防犯教室等の開催	小・中・高校、特別支援学校において、子供の発達段階に応じた、体験・実践的な防犯教室や防犯訓練等を開催します。	教育委員会 警察本部
③校内の安全確保	学校の敷地内への不審者の侵入防止等、子供の安全確保のために、校内の施設・設備並びに学校の危機管理マニュアル等について、定期的に点検又は見直しを行います。また、県立学校において、防犯カメラの設置など、効果的な防犯対策を進めます。	教育委員会
④通学路の安全対策の推進	通学路の点検や危険箇所の把握を行い、児童・生徒に周知して、通学路における児童・生徒の安全対策を推進します。	教育委員会
⑤放課後の安全確保	放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、子供たちが放課後等に安全で安心して過ごすことができる居場所を提供します。	教育委員会 福祉局
⑥こども110番の家の充実	子供が身の危険を感じた時に助けを求めて駆け込める緊急避難場所として、こども110番の家の設置を促進します。また、こども110番の家の委嘱先に対し、安全情報の提供やマニュアル等の配布を実施することにより、地域における子供の安全確保体制の充実を図ります。	警察本部 県関係局

※17 学校等の設置者及び管理者に対して児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すもので、愛知県安全なまちづくり条例に基づき定め、2004年7月から施行している。

主要事業		実施部局
⑦スクールガード活動の充実及び関係機関との連携の推進	スクールガード活動推進員を各小学校区1名以上指定します。研修会・情報交換会の開催を支援するとともに、警察等関係者との連携を推進します。また、特色ある取組内容を広く発信し、活動の充実につなげます。	教育委員会
⑧防犯少年団の活動の促進	児童の危険回避能力等の向上を目的とした「防犯少年団」の設立（モデル校の委嘱）を促進するとともに、その活動を支援します。	警察本部
⑨情報提供活動の推進	各種情報発信ツールや学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク等により、不審者等に関する情報提供を推進し、学校における速やかな対応につなげます。	教育委員会 防災安全局 警察本部

20 子供をSNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の犯罪から守る取組を推進します。

SNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の脅威から子供を守るため、インターネットリテラシー教育の推進やスマートフォンに対するフィルタリングの普及促進等を図ります。

主要事業		実施部局
①インターネットの安全利用のための教育の充実及び保護者への啓発活動の推進	小・中・高校生等を対象に、発達段階に応じて、情報モラル教育を実施します。また、防犯教室、防犯講話、情報発信、啓発活動等により、SNS等の危険性を周知し、児童ポルノや未成年者略取誘拐等、子供が巻き込まれる犯罪への注意喚起を推進します。さらには、保護者に対する啓発活動を推進します。	教育委員会 警察本部 県民文化局 防災安全局
②有害環境への対応	事業者等に対して、ウイルス対策ソフトやフィルタリングの導入等セキュリティ対策の強化を促進します。また、携帯電話販売店への立入調査を実施します。	県民文化局 警察本部

主要事業		実施部局
③子供及び保護者に対する性被害を防止するためのSNS等の利用に関する広報啓発	SNS等に起因する子供の性被害を防ぐため、被害の未然防止を目的としたアプリの普及促進を始め、子供及び保護者を対象とした広報啓発に取り組みます。	警察本部
④SNS等における注意喚起・警告対策の強化	子供の性被害を防ぐため、児童の性被害等につながる書き込みや児童によるものと思料される書き込みに対する注意喚起・警告を行うサイバーパトロールを実施します。	警察本部

21 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。

女性や高齢者を対象とする犯罪対策の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らせるよう、本人や家族が相談できる体制づくりや虐待防止の啓発等に取り組みます。

主要事業		実施部局
①防犯力向上のための広報啓発活動の推進	女性や高齢者が被害に遭いやすい犯罪の発生状況や被害防止対策等について、広報紙、Webサイト、防犯教室、キャンペーン等により、広報啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部
②女性・高齢者を対象とする犯罪の抑止及び検挙活動の推進	女性や高齢者を対象とする犯罪に対し、抑止及び検挙活動を推進します。	警察本部
③高齢者の見守り活動の推進	高齢者生活支援（見守り）ネットワークの調査・分析や情報提供などを行い、地域におけるネットワークづくりを支援します。また、市町村の消費者安全確保地域協議会（高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク）の活動の拡充を図ります。	福祉局 防災安全局 県民文化局

主要事業		実施部局
④障害者に対する相談 支援活動及び障害者 の虐待防止・権利擁 護・差別解消の推進	障害者が地域で安心して暮らせるよう、市町村や警察、福祉関係者等と連携し、本人や家族が相談できる体制づくりを推進します。 また、障害者の虐待防止・権利擁護の推進に向けては、普及啓発等及び資質向上のための研修等を開催します。さらに、精神科病院における業務従事者による障害者虐待を発見した者からの通報を受理し、適切に対応して精神障害者の権利擁護を図ります。 障害者差別解消に向けては、相談及び紛争の防止等のための普及啓発を推進します。	福祉局 保健医療局

【基本戦略Ⅲ 犯罪の起きにくい社会環境の整備】

22 規範意識向上のための啓発を強力に推進するとともに、教育の充実を図ります。

規範意識の醸成を図るため、道徳教育及び情報リテラシー教育を実施するとともに、非行防止教室を開催します。また、非行集団等の取締りなど少年非行防止対策の推進を図ります。

主要事業		実施部局
①規範意識の醸成に向けた広報啓発等	道徳教育を実施するとともに、交通安全教育を実施し、社会秩序維持の基本である規範意識の醸成を図ります。	教育委員会 警察本部
②非行防止教室によるいわゆる「闇バイト」の加担防止等の推進	闇バイトへの加担や万引き等の防止を目的とした非行防止教室を開催し、規範意識の醸成を図ります。	警察本部 教育委員会
③少年非行防止対策の推進	非行集団等に対する取締りにより少年の非行を防止します。また、愛知県青少年保護育成条例の適正な運用や青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動を実施し、ＪＫビジネス等の青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を守ります。	警察本部 県民文化局 教育委員会

23 再犯防止の対策を推進します。

再犯の防止を推進するため、第二次愛知県再犯防止推進計画※18に基づき、犯罪をした者等への就業機会や住居の確保等の支援に努めるとともに、県民の理解を深めるための広報啓発の取組を実施します。

主要事業		実施部局
①国・民間団体等との連携強化	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関との連携や、情報共有に努めます。 「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催し、再犯防止推進計画の進行管理や課題等の情報を共有するなど連携して取り組みます。	防災安全局 県民文化局 福祉局 労働局 建築局 教育委員会

※18 2018年6月に設置した「愛知県再犯防止連絡協議会」において、民間団体、国の関係機関と協議を重ね、2026年3月に策定した「再犯の防止等の推進に関する法律（2016年（平成28年）法律第104号）」に基づく計画。2030年までの5か年を計画期間としている。

主要事業		実施部局
②就労・住居の確保のための取組	犯罪をした者等が地域において生活を営むための就業機会や、住居の確保のための支援を推進します。	福祉局 労働局 建築局 警察本部
③保健医療・福祉サービス利用の促進	高齢者や障害者の再犯防止を図るため、関係機関と連携し、円滑な福祉サービスを利用できるよう支援を促進します。 薬物依存の問題を抱える者については、関係機関との連携によって、本人の回復支援や家族に対する支援を推進します。	保健医療局 警察本部
④学校等と連携した非行防止・修学支援等の推進	学校等における児童・生徒の非行防止に向けた取組や、継続的な学校教育を始めとした修学支援を通じて、児童・生徒の非行防止を図ります。	教育委員会 県民文化局 警察本部
⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の推進	非行少年の立ち直り支援や高齢者・障害者等に対する指導及び支援、女性特有の問題に着目した指導及び支援など、犯罪をした者等の特性に応じた支援を推進します。	福祉局 警察本部
⑥民間協力者の活動促進、広報啓発活動の推進	関係機関・団体等と連携し、ボランティア活動の振興、再犯防止の施策推進に必要不可欠となる民間協力者の活動促進に向けた取組への協力を行います。 犯罪や非行の防止等、県民に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。	防災安全局 福祉局 県民文化局 警察本部

24 防犯カメラの普及促進等、防犯性の高いまちづくりを推進します。

防犯カメラ普及促進や防犯上の指針※¹⁹に適合した住宅・道路・公園・自動車駐車場等の整備と普及等、防犯性の高い住まい・まちづくりを推進します。

主要事業		実施部局
①公共空間における防犯カメラの設置促進	防犯カメラの設置場所の選定など、設置に係る支援を実施し、普及を促進します。また、自主防犯団体等が行う防犯カメラのレンタル設置を含む地域の特性に合った防犯活動や、商店街振興組合等が行う防犯カメラの設置を含む地域の防犯活動を市町村とともに支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
②個人宅への防犯カメラの普及促進に向けた広報啓発の実施	防犯カメラは犯罪の抑止や被害拡大防止にも効果が期待されることから、個人宅への設置に向けた広報啓発に取り組みます。	防災安全局 警察本部
③犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び団地等の普及	照明灯の設置、樹木の剪定等による見通しの確保など、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場等の普及や整備・維持管理のほか、公営住宅等の整備修繕を推進します。また、都市計画等の機会を捉えた犯罪防止に必要な情報提供と防犯環境の整備に対する助言・支援を実施します。	防災安全局 建設局 都市・交通局 建築局 警察本部
④防犯性能に優れた住宅・マンション等の普及	C P 建物部品（防犯性能の高い建物部品）の活用や防犯住宅認定制度・防犯優良マンション認定制度の普及など、犯罪の防止に配慮した民間住宅の普及を促進します。	防災安全局 建築局 警察本部
⑤空き家対策の促進	犯罪を誘発するおそれがあり、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空き家について、除却や適正管理、利活用を推進する市町村の取組を支援します。	建築局

※19 犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とし、住宅や道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すもの。「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」を定め、2004年7月から施行している。

25 歓楽街における環境の浄化を強力に推進します。

栄地区、名古屋駅地区、豊橋市松葉地区などの歓楽街において、地域住民と協働して環境浄化活動を行います。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）等に基づき、違法風俗店等の取締りを推進します。

主要事業		実施部局
①環境浄化による歓楽街を中心とした地域の活性化支援	環境浄化活動への参加と活動の持続を図るため、関係者との情報共有やネットワークの構築を推進します。	警察本部
②歓楽街等における防犯カメラの設置・運用	歓楽街等において防犯カメラを計画的に設置した上、運用し、犯罪の抑止を図ります。	警察本部
③違法風俗店等の取締りの推進	風営適正化法等の各種法令を多角的に活用して、違法風俗店、賭博店等の取締りを推進します。	警察本部
④暴力団排除活動の推進と暴力団、匿名・流動型犯罪グループ及び不良外国人による犯罪の取締りの推進	愛知県暴力団排除条例に基づき、暴力団等の排除活動を強力に推進し、その資金源を遮断します。また、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ及び不良外国人による暴力行為等の不法事案の取締りを推進します。	警察本部

26 社会基盤を支える各主体のサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

サイバー空間の安全・安心を確保し、県内におけるサプライチェーンリスクや、国際的なイベントに対するサイバー攻撃によるリスクなどを回避するため、社会基盤を支える企業や行政等におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

主要事業		実施部局
①重要インフラ事業者等と連携したサイバーセキュリティ対策の推進	サイバー攻撃によるサプライチェーンリスクを踏まえ、事業者等との共同対処協定等に基づき、関係機関と連携した被害の未然防止を図るとともに、被害発生後においては、被害拡大防止対策や、事後追跡可能性を確保するための対策を実施し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	警察本部
②中小事業者と連携したサイバーセキュリティ対策の推進	被害の未然・拡大防止等を図るため、中小事業者に対するサイバーセキュリティ対策診断等の支援やサイバーセキュリティ対策の啓発、情報共有、事案発生時における事後追跡可能性を確保するための対策を強化し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	経済産業局 警察本部
③行政機関等におけるサイバーセキュリティ対策の推進	県民が安全で安心して行政のデジタルサービスを利用できるよう、行政機関等においてセキュリティ対策を強化するとともに、その基盤となるデジタルリテラシーの向上を図ります。	総務局 教育委員会 警察本部

27 治安基盤の充実強化を図ります。

犯罪インフラ対策を推進するとともに、警察の街頭活動や捜査活動等を強化するため、必要な体制の充実を図ります。

主要事業		実施部局
①治安基盤の整備	街頭活動や捜査活動等の強化のため、人的基盤の強化、捜査支援資機材の整備など、体制の充実を推進します。	警察本部
②デジタル技術を活用した対策の高度化・合理化	デジタル技術を活用した捜査手法の調査研究、防犯対策の開発、その他業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用を図ります。	警察本部
③治安情勢に即した街頭活動等の推進	犯罪の発生状況を踏まえ、警察官によるパトロールや巡回連絡等、犯罪の抑止に向けた街頭活動や情報発信活動を強化します。	警察本部
④重要事件その他多発する犯罪に対する検挙活動の推進	重要事件その他多発する犯罪に対して重点的に検挙活動を推進します。	警察本部
⑤犯罪インフラ ^{※20} 対策の推進	携帯電話の不正取得、転売目的の口座開設、盗品買取等の犯罪インフラ事犯 ^{※21} に対する取締りを推進します。	警察本部

※20 犯罪を助長し、又は容易にする基盤（手段、仕組みなど）のことをいう。具体的には、在留資格を不正に取得させる手段となる偽装結婚・偽造認知等のように、その行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法なものであっても、犯罪に悪用されている他人名義の携帯電話や預貯金口座なども犯罪インフラに含まれる。

※21 犯罪インフラを取得またはその状態を作る犯罪をいう。

【基本戦略Ⅳ 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の推進】

28 犯罪被害者等への支援のさらなる充実を図ります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、相談・カウンセリングや情報提供の充実を図ります。また、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施します。

主要事業		実施部局
①アウトリーチに向けた犯罪被害者等に対する相談体制の拡充	愛知県版アウトリーチの実現を目指し、市町村を始めとする関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等からの相談を一元的に受ける総合的対応窓口の、機能充実を図ります。	防災安全局 警察本部
②犯罪被害者等に対する支援の実施	犯罪被害者等に対する各種支援制度を運用するとともに、多岐にわたる支援ニーズに対応するため、犯罪被害者等に対する支援の充実に努めます。	防災安全局 県関係局 警察本部
③関係機関との連携の推進	関係機関との連携を図るため、市町村担当課長会議を開催するとともに、愛知県被害者支援連絡協議会を毎年度開催し、被害者支援に関する調査・研究等を推進します。また、情報提供等を通じて、市町村、犯罪被害者等早期援助団体との連携の強化を推進します。	防災安全局 警察本部
④支援体制の整備	愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づき、犯罪被害者等の支援体制の整備を推進するとともに、関係機関・団体、市町村との推進体制や県組織内における推進体制の整備を推進します。	防災安全局
⑤県民への理解促進のための広報啓発活動の推進	犯罪被害者等支援パネル展や犯罪被害者支援特別講演会を開催し、県民の理解を深めるための広報啓発活動を推進します。	警察本部 防災安全局

29 性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図ります。

被害者の尊厳を踏みにじる性犯罪・性暴力について、被害者に対する支援の充実を図ります。

主要事業		実施部局
①啓発・教育活動等を通じた性犯罪・性暴力への意識改革の推進	性犯罪・性暴力の加害者、被害者及び傍観者とならないための、性暴力被害防止セミナーや、防犯講話、防犯教室等の啓発・教育活動を推進します。	県民文化局 防災安全局 教育委員会 警察本部
②性犯罪・性暴力被害者に対する相談・支援体制の強化	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営等により中長期的な性犯罪・性暴力被害者の支援を強化します。 また、（公社）被害者サポートセンターあいちを中心に、2つの支援センターと県内各地の救命救急センター等の連携協力体制の構築を推進するとともに、救命救急センター等へのSANE※22の配置を促進します。	防災安全局 警察本部
③性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	性犯罪・性暴力被害者に対する医療費等の公費負担を始めとする支援の充実に努めます。	防災安全局 警察本部

※22 Sexual Assault Nurse Examiner の略。性暴力対応看護師を指し、性暴力被害者の法医学検査に関する上級教育を受けた看護師。主に、緊急医療支援を行い、被害者の心と体の回復に向けて、寄り添いサポートを行う。

7 展開

「県民の誰もが安全で安心して暮らせる愛知」の実現を目指し、本戦略を総合的に推進するとともに、推進協議会において、本戦略に呼応する形で、県民、事業者、団体及び市町村が取り組むべき事項を取りまとめた「あいち地域安全県民行動計画」を毎年度策定し、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動※²³」へと展開します。

※23 「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N（ない）のスローガンを掲げ、県民や事業者、団体、市町村の幅広い参加を得て展開し、犯罪防止に対する機運を高め、安全で安心して暮らせる愛知を目指す運動。

戦略展開のイメージと役割分担

